

調剤薬局ツルハドレッジ飯田駅前店	飯田市東和町2丁目35番丘の上結いスクエア	令和4年8月1日
コスモファーマ稲荷山薬局	千曲市大字稲荷山字下通563-1	令和4年8月1日
なりあい薬局	安曇野市豊科4303-14	令和4年8月1日
訪問看護ステーションあやめ千曲	千曲市寂蒔1036-2 第2ハイツ山本201号室	令和4年8月1日

障がい者支援課

長野県告示第462号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新しました。

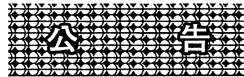
令和4年8月22日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	指定更新年月日
東御市民病院	東御市鞍掛198	令和4年8月1日
医療法人仁雄会 穂高病院	安曇野市穂高4634番地	令和4年8月1日
薬局 マツモトキヨシ軽井沢店	北佐久郡軽井沢町長倉2669-1	令和4年8月1日
クスリのアオキ上田中央薬局	上田市中央二丁目18番26号	令和4年8月1日
薬局 マツモトキヨシレイクウォーク岡谷店	岡谷市銀座1丁目1-5	令和4年8月1日
株式会社 ハヤシ薬局	駒ヶ根市中央9-1	令和4年8月1日

障がい者支援課



公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年8月22日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

- 飯田都市計画道路 3・3・4号羽場大瀬木線
- 飯田都市計画道路 3・3・6号北方座光寺線
- 飯田都市計画道路 3・3・45号竹佐北方線

2 都市計画を定める土地の区域

- 飯田都市計画道路 3・3・4号羽場大瀬木線
平成14年長野県告示第512号の土地の区域のうち、飯田市育良町1丁目の一部を変更する。
なお、飯田市北方及び大瀬木は削除する。
- 飯田都市計画道路 3・3・6号北方座光寺線
平成31年長野県告示第36号の土地の区域のうち、飯田市北方の一部を変更する。
- 飯田都市計画道路 3・3・45号竹佐北方線
飯田市竹佐、久米、中村、三日市場、大瀬木及び北方の各一部を追加する。

3 都市計画の案の縦覧場所

- 長野県建設部都市・まちづくり課、長野県飯田建設事務所、飯田市役所

4 縦覧期間

自 令和4年8月23日

至 令和4年9月5日

都市・まちづくり課

公告

水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。
令和4年8月22日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 須藤 俊一

名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社コーポレーション	伊那市山寺2067番地2	令和4年8月12日

水道事業課

公告

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。
令和4年8月22日

長野県公安委員会

1 検定を行う警備業務の種別並びに検定の実施期日及び場所

種別	実施期日	時間	場所
施設警備業務(2級)	令和4年12月3日(土)	午前8時30分から午後5時まで	塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター

2 検定の方法

学科試験及び実技試験

3 試験の区分及び科目

区分	科目
学科試験	(1) 警備業務に関する基本的な事項 (2) 法令に関すること。 (3) 警備業務対象施設における保安に関すること。 (4) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	(1) 警備業務対象施設における保安に関すること。 (2) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(注) 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員

5 受検定員

30名

6 受検の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(ア) 検定を受けようとする者は、(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(受付専用電話026-233-0108)に事前申込みを行い、検定受付番号を取得してください。

(イ) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(ウ) 電話1本につき1人の受付とします。

(エ) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

イ 電話受付日

令和4年10月6日(木)

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

(2) 検定申請書の提出

検定受付番号を取得した者は、住所地(検定を受けようとする者が警備員である場合にあつては、その者が属する営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署に、検定受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、令和4年11月4日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除きます。)に提出してください。

ア 長野県内に居住する場合にあつては、住所地を疎明する書面(住民票の写し等)

イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあつては、当該営業所に属することを疎明する書面(営業所所属証明書)

ウ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(貼付せずに提出) 2枚

エ 代理人が検定申請書を提出する場合にあつては、本人からの委任状

(3) 検定手数料

検定手数料(16,000円)は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

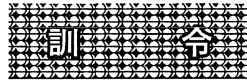
7 その他

(1) 検定申請書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ(<https://www.pref.nagano.lg.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。

(2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話026-233-0110内線3032)に問い合わせてください。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課



長野県訓令第12号

本庁内部部局
企業局本庁
議会事務局
行政委員会事務局
監査委員事務局
警察本部

長野県庁消防規程(昭和46年長野県訓令第14号)の一部を次のように改正し、公布の日から施行します。

令和4年8月22日

長野県知事 阿部守一

第2条第1号中「、東庁舎」を削る。

財産活用課